

オーナー
経営者の

事業承継

M&A  事例集
という手法

この
会社

どうなるの？

山路を登りながら

後継予定者に
起

こったら

目次

中小企業の事業承継に関するトラブル事例

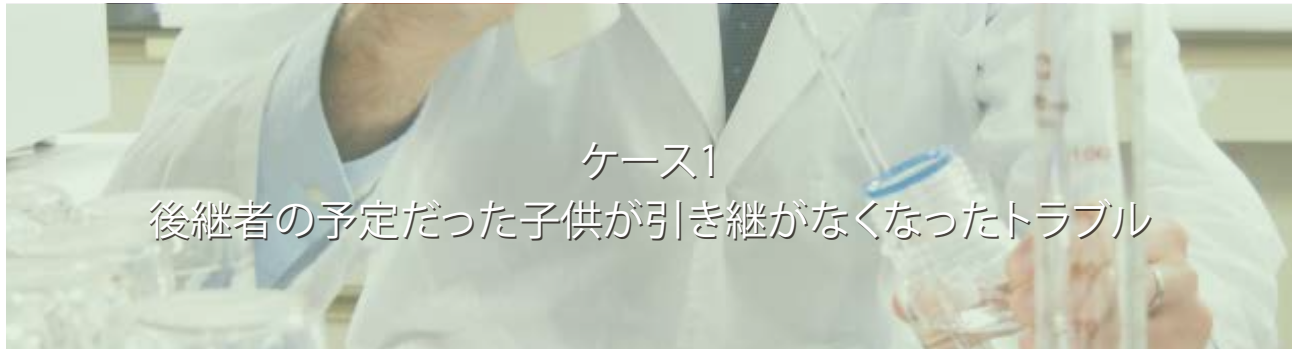
ケース1:後継者の予定だった子供が引き継がなくなったトラブル	3
登場人物紹介	3
事例内容	4
ポイント	5
ケース2:株式を移動した後のトラブル	6
登場人物紹介	6
事例内容	7
ポイント	8





中小企業の事業承継に関するトラブル事例

ケース1: 後継者の予定だった子供が引き継がなくなったトラブル



登場人物



渡辺和男 (69歳)

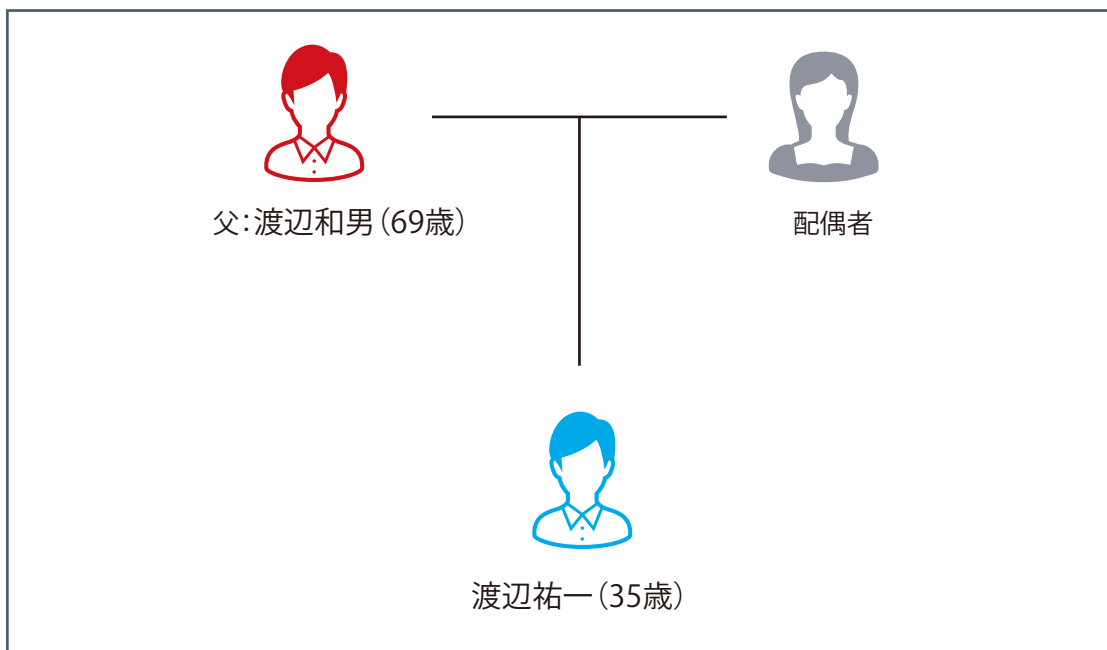
医師。関西某県のY市で総合病院を経営している。
地域医療を守ることは渡辺家の使命であると考えている。



渡辺祐一 (35歳)

和男さんの一人息子。東京の医学部に進学し、現在は大学病院に勤務している。
和男さんからは後継者として病院を引き継ぐことを期待されているが、
仕事が忙しいらしく、実家とは徐々に疎遠になっている。

関係図





中小企業の事業承継に関するトラブル事例

ケース1：後継者の予定だった子供が引き継がなくなったトラブル

【事例】

渡辺和男さんは親の代からY市でT病院を経営しています。近隣には他に個人経営の診療所はあるものの、入院設備等が整った病院は他に無く、長年に渡ってY市における地域医療の中核を担ってきました。

和男さんには一人息子の祐一さんがいます。祐一さんは東京にある大学の医学部を卒業し、今は系列の大学病院に勤務しています。祐一さんは仕事が非常に忙しいらしく、最近はめったに帰省することはありません。2～3年に1度、それも正月に日帰りで来るくらいです。

和男さんは、本当は祐一さんには隣県の大学の医学部に進学してもらい、数年間研修をしたらそのままT病院に入ってもらいたいと考えていました。何といても近隣には他に総合病院がありませんので、地域医療を守るのは渡辺家の使命だと考えてます。

ただ段々と実家と疎遠になる祐一さんの様子から、最近はある不安が頭から離れません。

「祐一のやつ、本当に病院を継ぐ気があるんだろうか・・・」

「でも地域への責任は子供のころから言い聞かせてきたし、東京に進学するときにも将来は必ず帰ってくると約束して出て行ったんだから。責任感の強いやつだから大丈夫だとは思うんだが・・・」

今年の正月、祐一さんが久しぶりに泊りがけで帰省しましたので、和男さんは思い切って聞いてみることにしました。

「祐一、仕事の方は最近どうだ？」

「うん、父さんも知ってる通り、大学病院はどこも人手が足りないからね。大変だよ。」

「そうか・・・。大変なのはもちろん判っているが、東京に出るときの約束は覚えてるだろう？」

「・・・うん。」

「私も年齢的にそろそろ病院を経営していくのが辛くなってきたんだ。今すぐとは言わないが、あと何年くらいで帰ってくるのか、お前の考えを聞かせてもらえると助かるんだが。」

「父さん、実はね。僕には結婚を約束した相手がいるんだ。」

「・・・それは別に構わないが、いったい何の関係があるんだ？」

「彼女のご両親は健在なんだけれど、お父さんが数年前に大病をされて、色々大変なんだ。それで・・・、再来年くらいに大学病院を退職して、彼女の実家の近くにクリニックを開業して、近くに自宅も構えようと思っているんだ。」

「クリニックを開業って、お前・・・。じゃあ、この病院はどうなるんだ！地域の皆さんの生活のことを、お前は一体どう考えているんだ!!」

「父さん、僕だってこの地域の医療を守ることの大切さは十分わかっているよ。ただ、将来を約束した相手のことを考えることだって、僕には同じくらい大切なんだよ。」



中小企業の事業承継に関するトラブル事例

ケース1：後継者の予定だった子供が引き継がなくなったトラブル

「そうは言っても…。この病院にはお前以外に跡を継ぐ人間は誰もいないんだぞ…。」

「父さん。M & Aって知ってる？」

「M & A?聞いたことはあるが…。」

ポイント

昔と違って、近年は子供が家業を継ぐということが当たり前ではなくなっています。

T病院の様に地域にとって不可欠な存在であったとしても、子供に家業を引き継ぐことを強制することは出来ません。祐一さんも無責任に跡を継がないと言っている訳ではなく、自分の人生設計の都合上、どうしても継ぐことが出来ない状況になりました。

ただ子供が家業を継ぐことが当たり前でなくなったことの裏返しとして、近年は中小企業でもM & Aが非常に活発になっています。M & Aと聞くと、新聞やTVで見ると大企業同士のM & Aをイメージしがちですが、実は日本国内のM & Aの多数を占めるのは中小企業同士のM & Aです。

中小企業におけるM & Aの場合、最大の理由は事業承継です。後継者がいなかったり、子供がいたとしても家業を引き継ぐ意思や資質が無かったり…。オーナー経営者にとって、会社はある意味で自分の分身の様な存在ですから、なるべく事業を継続したいと思うのは当然です。また本ケースのT病院の様に、地域社会への責任などを考えると、他社に事業を引き継いでもらうことも大事な選択肢であると言えます。

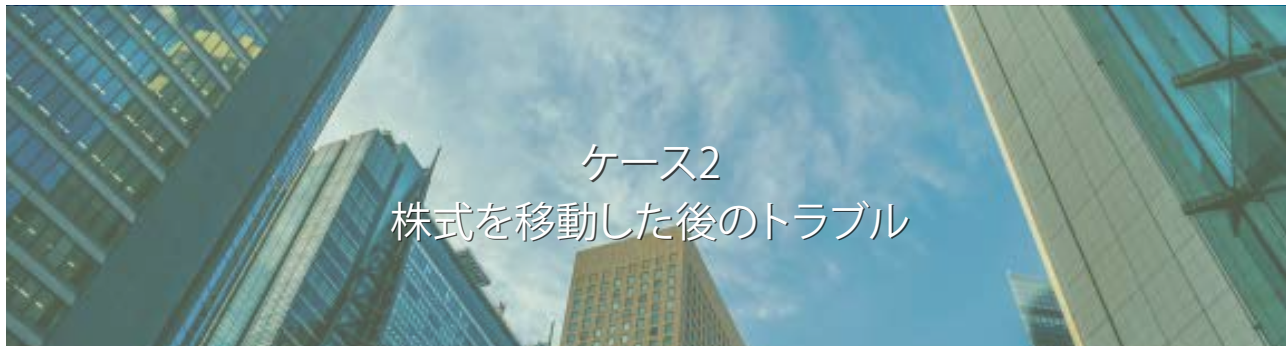
病院を例にとりますと、後継者は医師であることが必要になりますので、子供を後継者にすることのハードルが通常の事業より更に高いと言えます。また医師になれたとしても、勤務先で責任のある立場になったり、実家を離れた生活基盤が出来てしまったり、結局は跡継ぎにならなかったというケースも良く聞きます。

また近年の人手不足の影響で、個人経営の病院では十分な医療従事者を確保することが難しくなっており、その様な背景からも大規模な医療法人グループに経営を委ねるケースも増えてきています。祐一さんもその様な背景も踏まえて、他社に事業を引き継ぐという選択肢を和男さんに勧めるつमोरの様です。



中小企業の事業承継に関するトラブル事例

ケース2 株式を移動した後のトラブル



ケース2 株式を移動した後のトラブル

登場人物



山崎正樹 (67歳)
不動産会社の創業者。2年前に息子である直也さんに会社を引き継ぐ。



山崎桂子 (56歳)
正樹さんの配偶者。専業主婦



山崎直也 (32歳)
父である正樹さんから引き継いだ不動産会社の社長。バイクレースが趣味。

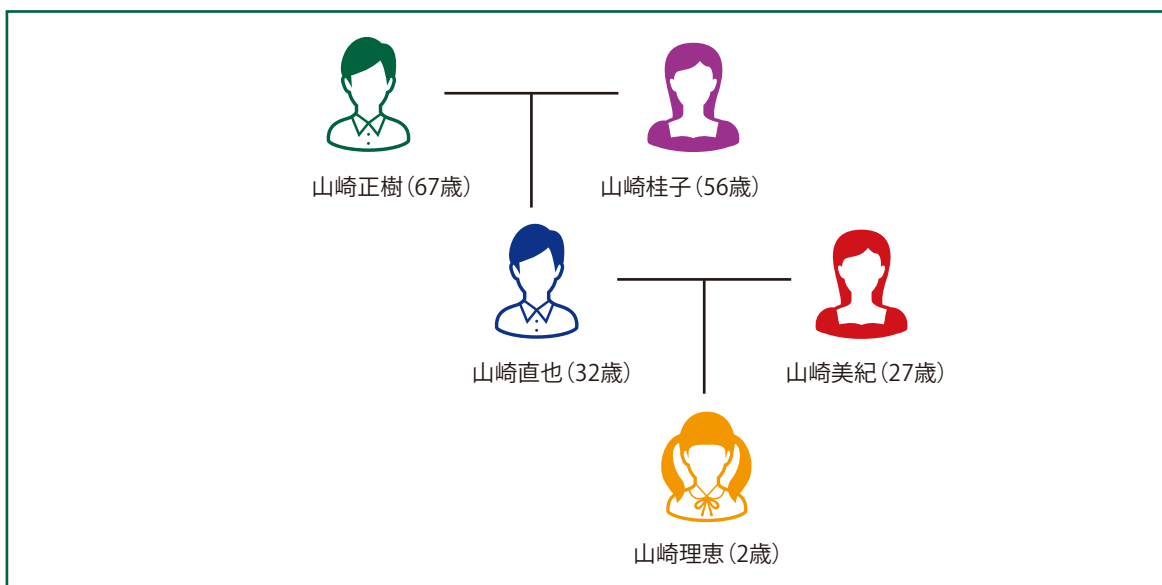


山崎美紀 (27歳)
直也さんの配偶者。専業主婦。



山崎理恵 (2歳)
直也さんの一人娘。

関係図





中小企業の事業承継に関するトラブル事例

ケース2 株式を移動した後のトラブル

【事例】

山崎正樹さんは創業した不動産会社を2年前に息子である直也さんに引き継ぎました。自分は退職して退職金をもらい、それによって会社の株価が安くなったこともあり、株式は全て直也さんに譲りました。今は奥様の桂子さんと悠々自適に暮らしています。

ところがある日、思いもよらなかったことが起こりました。直也さんが趣味のバイクレースで大事故にあったのです。直也さんは意識不明の重体となり、一時は生死の境をさまよう状態となったのですが、何とか一命をとりとめました。

正樹さんご夫婦が直也さんの病院から帰ってきました。ほっと一安心といった様子の桂子さんに対して、正樹さんは何やら考え事をしている様子です。

「ねえ、あなた。直也が助かって本当に良かったわね。先生のお話ではどうやら後遺症も無く、社会復帰できるみたいだし。」

「…ああ。」

「もうバイクレースなんて止めてもらわなきゃ。直也も今は会社を経営する身なんだから、もしも何かあったら自分一人のことではないんだから。」

「…ああ。」

「あなた、私の話をちゃんと聞いているの！直也が助かったっていうのに、さっきから難しい顔して黙り込んで。」

「いや、俺だって直也が助かってほっとしているよ。事故にあってから今日までは、あいつの命さえ助かれば、他の事なんてどうでも良いつて、ずっと思ってたよ。ただ…。」

「ただ…何よ？」

「今日先生に会って、もう命の心配は無い、社会復帰も出来るって聞いたら、安心すると同時に別のことが心配になってきたんだ。」

「別のことって？」

「会社のことだよ。2年前に引退するとき、会社の株は全て直也に譲っただろう。」

「そうね。」

「あの時は相続税の事が心配だったから、それが一番良いと思ったんだ。だけど今回のことがあって、子供だからといって親より長く生きる可能性が100%では無いってことが良く判ったんだ。」

「そんなこと考えたくも無いけど。まあ、確かにそれはそうね。」

「俺だって考えたくないよ。だけど自分が創業した会社に対する責任ってものがあるだろう。」

「もしもの話だけど、そんなことがあったら、あなたが社長に復帰するしかないんじゃないの？」



中小企業の事業承継に関するトラブル事例

ケース2 株式を移動した後のトラブル

「問題は株のことなんだ。直也にもしものことがあった場合、財産は美紀さんと理恵が相続することになる。会社の株式が俺たちに戻ってくることは無いんだ。別に美紀さんのことがどうこうではないんだけど、美紀さんが株主の会社で俺が社長っていうのも、変だろ。きっと色々問題が起こると思う。」

「そうね。会社が困るわね。」

「2年前に株を移すときには、そういうリスクもあるって顧問税理士からは説明されていたんだ。そのリスクを回避できる方法も他にあるって。ただ、あの時はこんなことが起こるなんて考えもしなかったから。」

「他の方法って何なの？」

「確か…信託とか言ってたな。」

💡 ポイント

相続税対策の一つとして、「財産の価値が安いうちに次世代にその財産を移す。」という考え方があります。それ自体は正しいのですが、民法に規定する法定相続分は同世代(配偶者)や下の世代(子供)に財産が引き継がれることを前提としています。今回のケースの様に突発的なことが起こった場合に、一度渡してしまった財産を法定相続人以外に引き継ぐには別の工夫が必要です。

ご自分が経営する会社の株式の場合、財産的な価値だけではなく、経営権の問題も大きく関わってきます。後継者にもしものことが起こった場合への対応について、良く検討しておくことが重要です。最近良く耳にする「信託」でも、この様な問題に対応することが出来ます。

執筆 — 税理士法人レガシィ (<https://legacy.ne.jp>)

相談はこちら

名称 : プレミアサロンうらわ

電話番号 : 048-886-8011

所在地 : さいたま市浦和区高砂一丁目16番12号 アトレ浦和 West Area 4階

取扱業務 : 相続・遺言信託・事業承継・資産活用などの各種ご相談

営業時間 : 年中無休※ 平日11:00~21:00、土日・祝日11:00~19:00

※年末年始、アトレ浦和の休業日は除きます

完全予約制(下記予約ページからご予約いただけます)

<https://premier.resv.jp/reserve/calendar.php>

※プレミアサロン(リンク)では相続に役立つ情報を配信しています

<https://www.saitamaresona.co.jp/premiersalon/index.html>

※当電子書籍は掲載日時点の税制・関係法令などに基づき記載して製作したものです。

今後税務の取り扱いなどが 変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。